

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について (県内1例目)

昨日(11月24日)行田市の家きん農場において異常が確認された事例は、精密検査の結果、本日(11月25日)高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

1 農場の概要

- (1) 農場の所在地
行田市
- (2) 飼養羽数
約2500羽(あひる(肉用))

2 経過

- (1) 昨日(11月24日)、当該農場から熊谷家畜保健衛生所に異常(死亡羽数の増加)の通報があり、家畜防疫員が立入検査を実施しました。
- (2) 同日(24日)、当該農場の死亡家きん及び飼養家きんについてA型インフルエンザ簡易検査を実施したところ、10羽中3羽で陽性でした。
- (3) 本日(25日)、当該家きんについて遺伝子(PCR)検査を実施した結果、H5亜型と判明しました。
- (4) この結果について農林水産省に報告し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定されました。

3 県の対応

- (1) 本日(11月25日)8時から、知事を本部長とする「第1回埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部会議」を開催しました。
- (2) 発生農場において飼養家きんの殺処分、汚染物品等の処理及び消毒作業を実施します。
- (3) 周辺農場で飼養される家きん等の移動制限を実施します。
- (4) 制限区域付近に消毒ポイントを4か所設置(別紙参照)し、畜産関係車両の消毒を実施します。

4 その他

- ・我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローン等を使用しての取材は防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むようお願いします。
- ・今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。